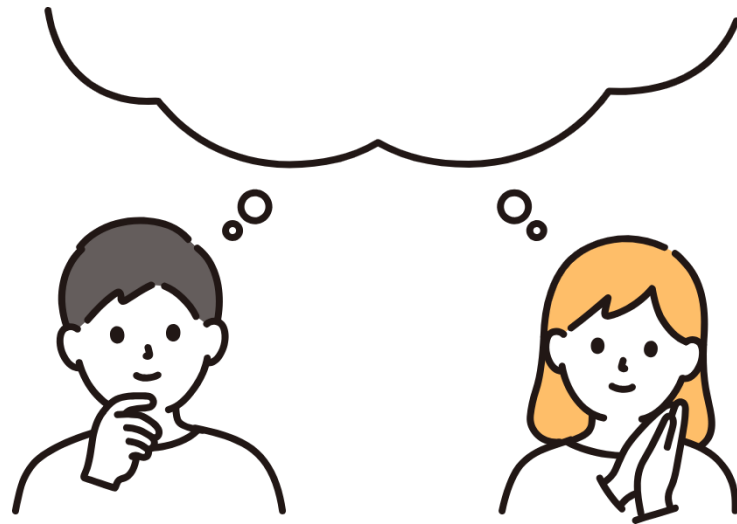


第1回 若者条例審議会用 プロジェクトチーム提案資料

鳴門市の「（仮称）若者条例」における 「若者」の定義について



1. 定義付けの必要性



- ▶ 若者を明確に定義することで、施策の対象者が具体化され、以下の効果が期待される。
 - ✓ 焦点の明確化
年齢範囲を設定することで施策のターゲット層を具体化し、効果的な政策を展開可能。
 - ✓ 予算配分の合理性
具体的な範囲を定めることで、限られた予算を効率的に活用可能。
 - ✓ 対外的な説明
国の基準や他市事例も参考に、若者条例の対象範囲を設定することで妥当性を説明可能。

2. 定義の方向性



▶ (1) 年齢範囲

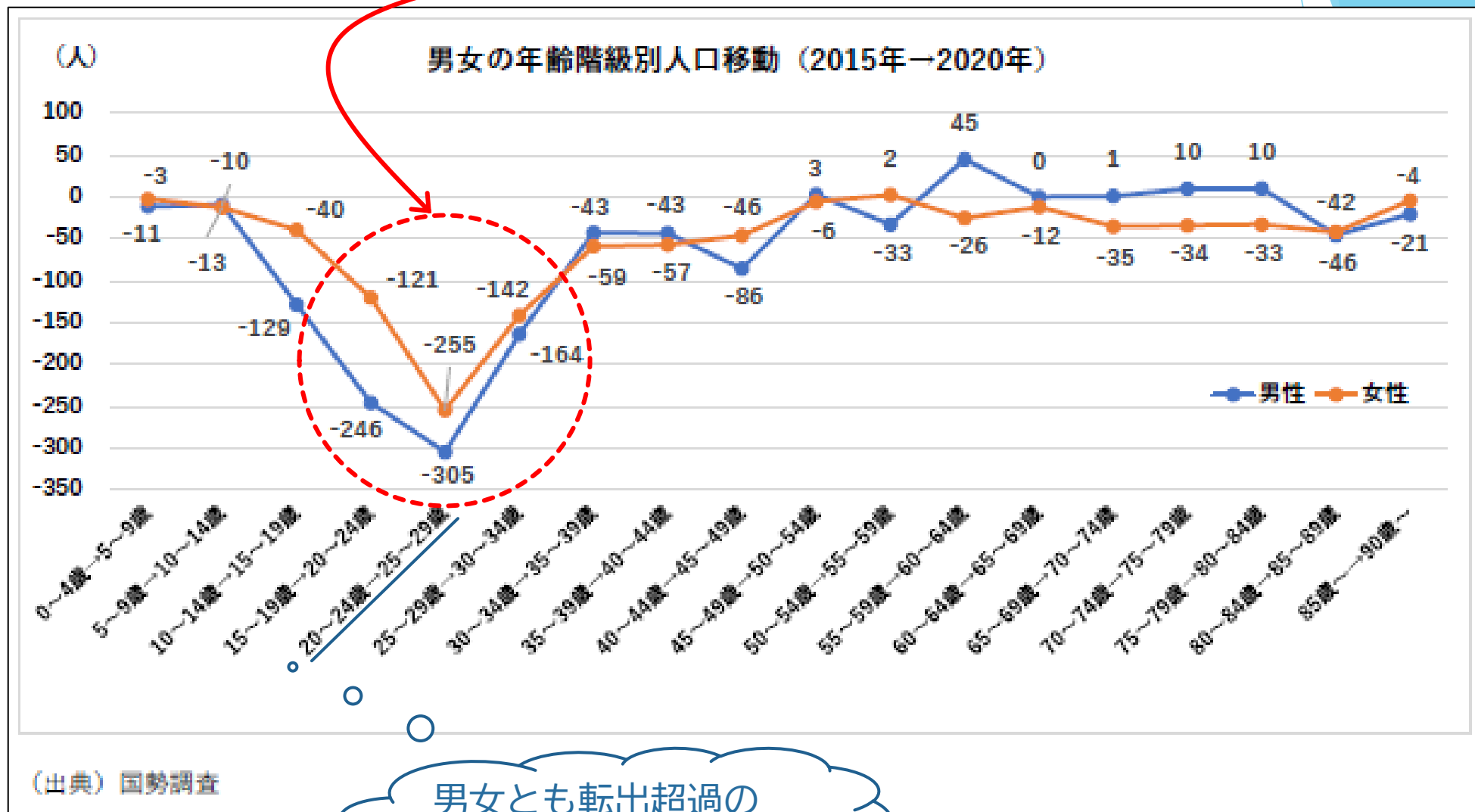
- * 教育段階から雇用、地域参画まで一貫した支援に資する年齢設定としたい。
- * まちづくりへの参画意識が芽生え始める時期から、まちとの関わり方、意思決定が固まる時期までを対象としたい。
- * 市の他条例や施策との整合性も図りたい。

▶ (2) 属性範囲

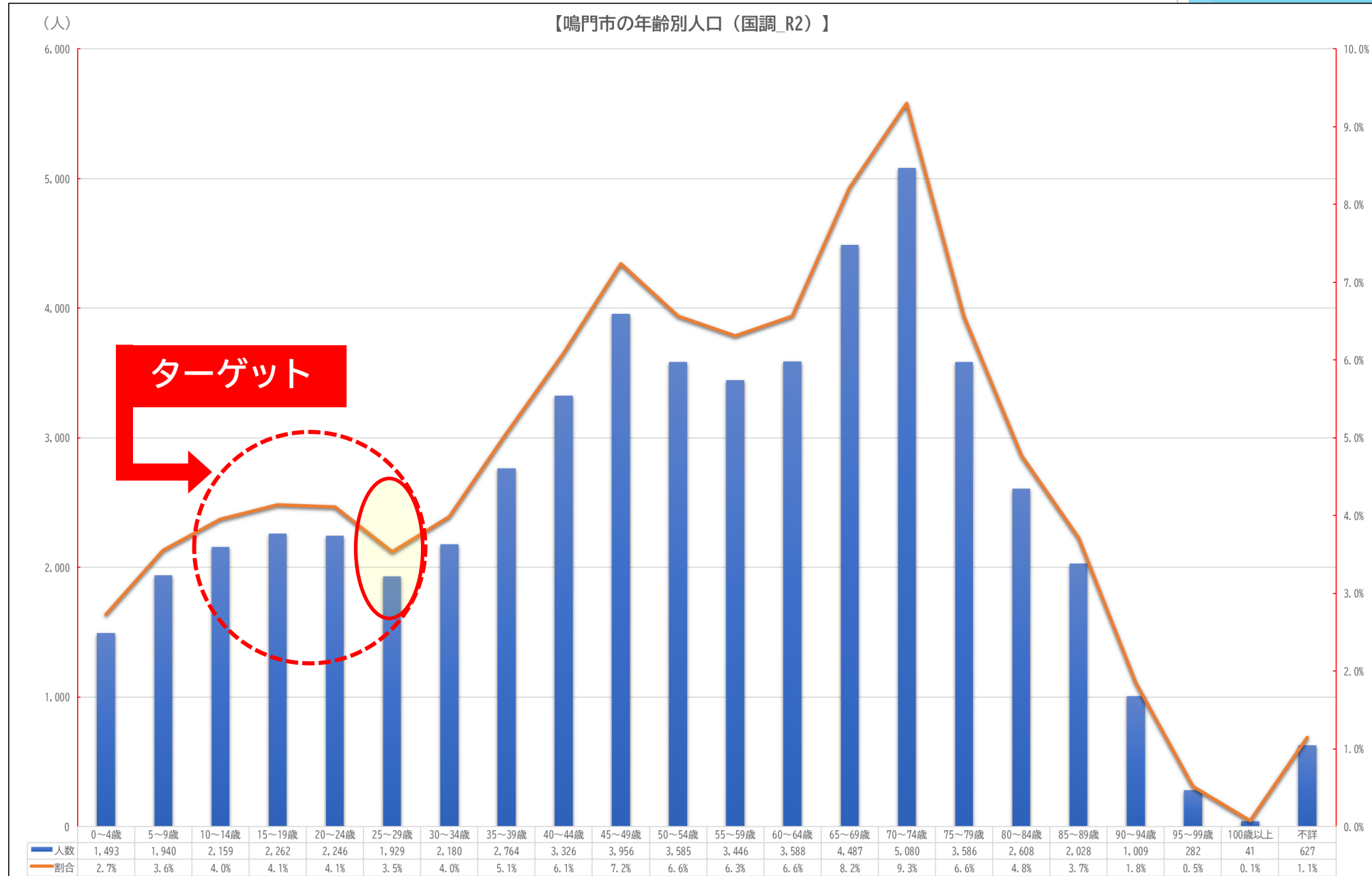
- * Uターンの促進やシビックプライドの醸成という条例の趣旨も踏まえ、市民以外の通勤、通学者のほか、本市出身者や本市への関心が高い関係人口も対象としたい。

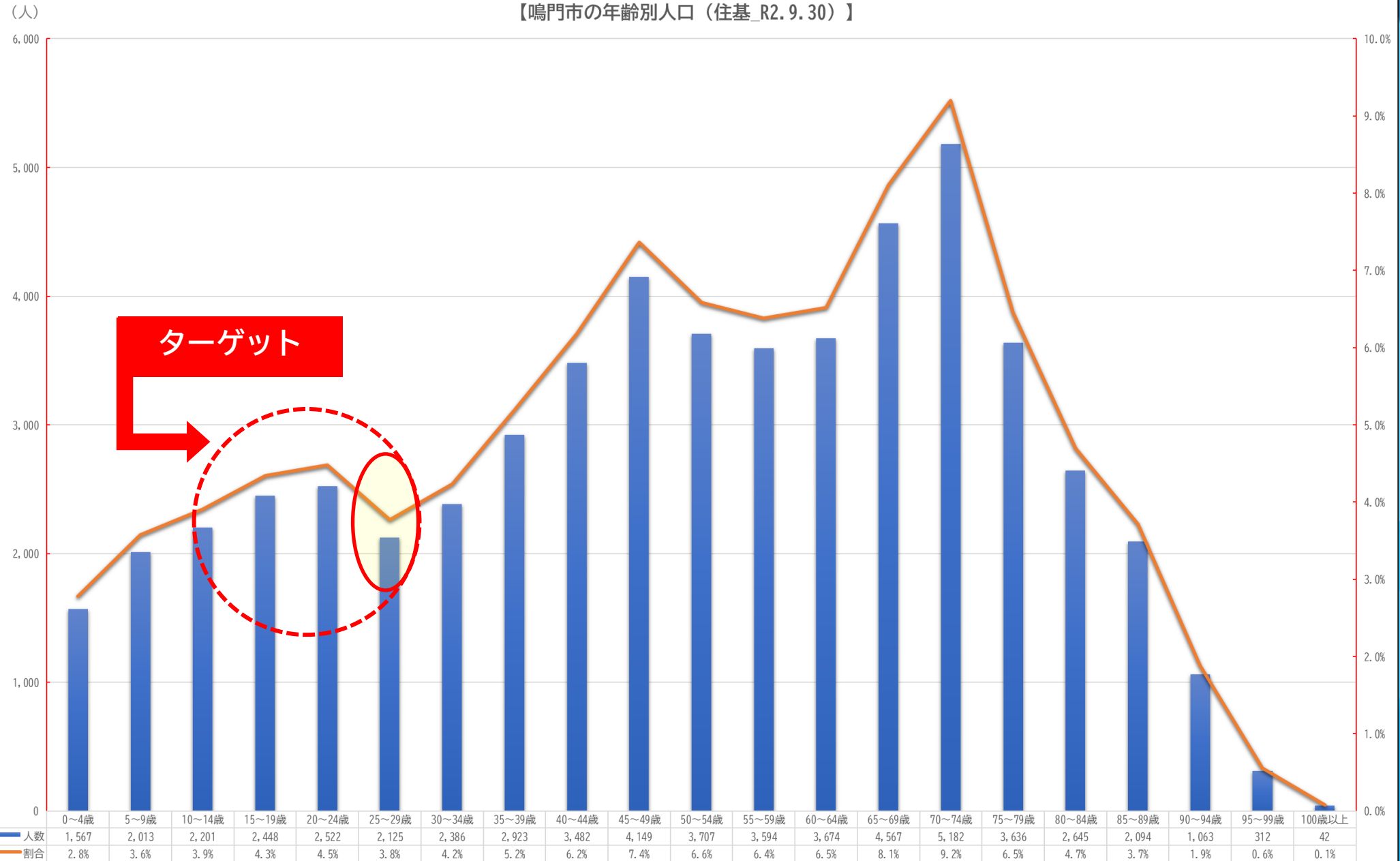
【参考①】年齢範囲の検討（年齢階級別人口移動数）

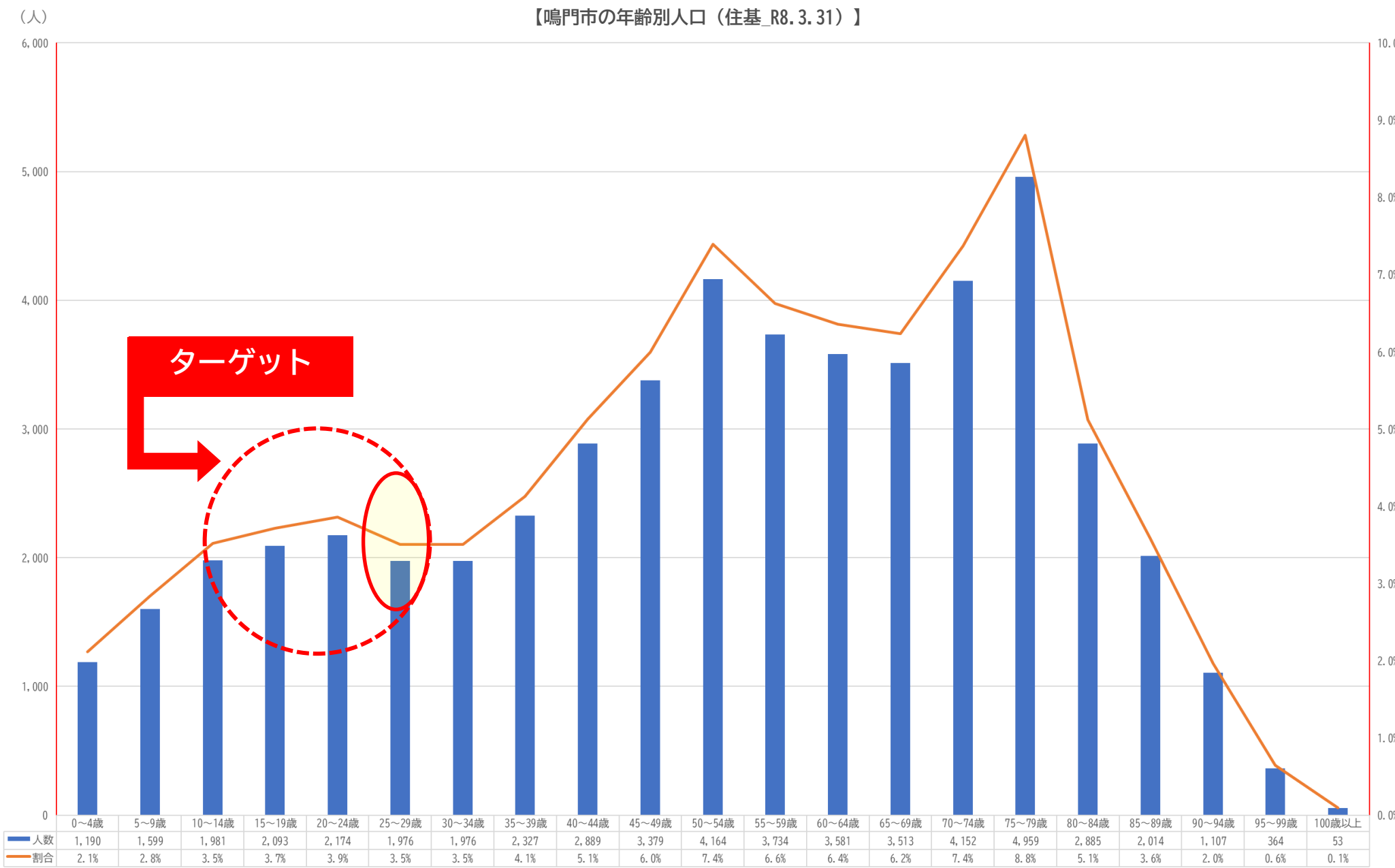
15～29歳までの間は特に転出超過が大きくなっています。
30歳以上になると男女ともに転出超過の幅が小さくなって
いることが分かります。



男女とも転出超過の
ピークは20～24歳







- ✓ 令和2年時点では、国勢調査、住民基本台帳のどちらのデータにおいても、20代後半層の人口割合が大きく落ち込んでいる。
- ✓ 令和8年3月31日時点においては、グラフの角度が明らかに緩やかになっていることが分かり、令和4年度に開始した「なると まるごと 子育て応援パッケージ」や、「移住支援」など各種施策の効果がうかがえる。
- ✓ 各種パッケージや、移住支援事業などは現在も継続的に実施しており、「（仮称）若者条例」における「若者」の定義については、これら各種施策との整合性を図るとともに、若年層から地域への関与を促進し、20代後半層の定住率向上や関係人口・活動人口の拡大に寄与するものとしたい。
- ✓ 大型の商業施設がある他自治体などは、若者にとって魅力的に映るが、鳴門市では若者の「したいこと」を応援することによって差別化を図り、地域への誇りと愛着を育む。



【参考②】年齢範囲の検討（自治基本条例）

▼鳴門市自治基本条例（H23）について、市内小学校（6年生）の社会科の授業で活用。

うずしおくん・うずひめちゃんと学ぼう！

じ ち ぎ ほ ん じ ょ う れ い

鳴門市自治基本条例

自分たちのまちは 自分たちの手で
～主役はわたしたち～

いっしょに学ぼう！
“まちづくり”

パンフレットをタブレットでも見られるよ！

登場人物紹介

「なる」ちゃん 「とし」くん

鳴門市の市花「ハマボウ」
7月頃、黄色い花が咲きます。市内のあちこちで見ることができます。

鳴門市の木「毛子」
秋頃に果実が赤く熟し、美しい色で楽しませてくれます。

鳴門市の鳥「コウノトリ」
絶滅危惧種で、国の天然記念物。鳴門でヒナが誕生し、羽ばたいています。

鳴門市の花「ハマボウ」
7月頃、黄色い花が咲きます。市内のあちこちで見ることができます。

鳴門市の木「毛子」
秋頃に果実が赤く熟し、美しい色で楽しませてくれます。

鳴門市の鳥「コウノトリ」
絶滅危惧種で、国の天然記念物。鳴門でヒナが誕生し、羽ばたいています。

▼「一日市長体験」を小学6年生を対象に夏休み期間中に実施



小学6年生でまちづくりへの関心を育んだ児童が、中学1年生（13歳）となり、若者条例の対象として、より具体的にまちづくりに参画していくという、継続的な関わりを促す。

【参考③】属性範囲の検討

おてつたび × 鳴門市

地方で働きながら旅する若者と農業・観光業など短期的に人手不足に困っている事業者のマッチングサービスを提供。
「おてつたび」のプラットフォームにより全国から参加者を募集し、鳴門市内の農家で**2週間程度の農業アルバイト**を体験。

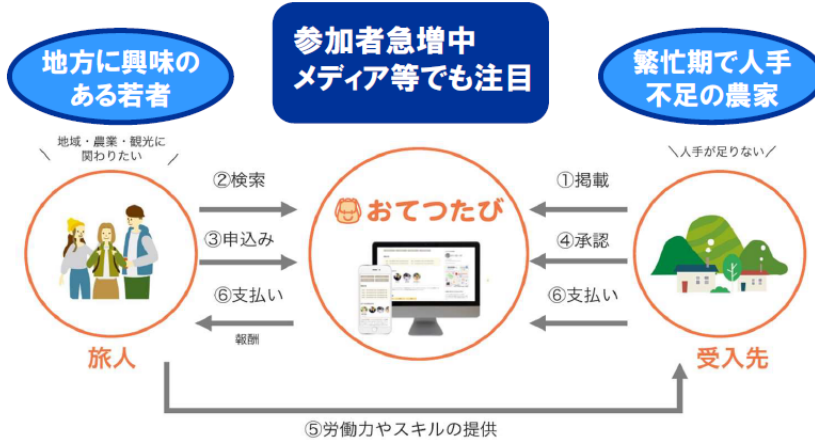
令和5年度
スタート

「半農半X」に
よる移住促進

関係人口創出

鳴門市のファン
づくり

繁忙期の
人手不足解消



(株)おてつたびと自治体としては、初となる連携協定を締結！

日時: 令和6年7月16日(火)11:30~12:00

場所: 鳴門市役所本庁舎3階 第一応接室

出席者: 株式会社おてつたび
代表取締役CEO 永岡 里菜 氏
鳴門市 泉 理彦 市長
谷 重幸 副市長

連携事項:

- (1) 移住交流の促進及び関係人口の創出・拡大に向けた情報発信・機運醸成
- (2) 移住交流の促進及び関係人口の創出・拡大に向けた体験事業の実施
- (3) 地域外人材を活用した市内事業所の人手不足解消



令和8年3月には上記の取組が評価され、国の「ふるさと住民登録制度」のモデル事業の対象自治体として、全国161団体から本市を含む7道県と21市町村が選ばれた。

「ふるさと住民登録制度」とは…

関係人口（住所地以外に関わる人々）を可視化し、地域の担い手確保や活性化などにつなげる仕組みとして創設される制度。



“離れていても、鳴門とつながり続ける”
そういう若者を増やしたい

【参考④】 他自治体との比較



自治体名	条例名	若者の定義	年齢範囲	属性範囲
大分県大分市	大分市若者応援条例	おおむね16歳から29歳までの者をいう	おおむね16歳～29歳	※市民：市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者 ※若者：成年年齢である18歳が含まれる高校生から、各学校の卒業後などに、大分市に戻ってくる年代をターゲットにしている
愛知県新城市	新城市若者条例	おおむね13歳からおおむね29歳までの者をいう	おおむね13歳～29歳	※市民：自治基本条例に規定する市民
福井県永平寺町	永平寺町における若者や学生が活躍するまちづくりの推進に関する条例	町内に居住又は町内の事業所に通勤する者及び高等教育機関に在学する者をいう	年齢規定なし	市民および町外からの通勤・通学者を含む ※高等教育機関の定義 大学、高等専門学校や専門課程を置く専修学校その他の高等教育を行う機関
大阪府富田林市	富田林市若者条例	概ね16歳から30歳までの者をいう	概ね16歳～30歳	市民および市外からの通学・通勤者も含む
東京都多摩市	多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例	おおむね30歳代までの市民をいう	おおむね30歳代	※市民：多摩市の区域内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で事業活動を行うもの及び市内で活動するもの
秋田県湯沢市	若者や女性が輝くまちづくり推進条例	当該年度の4月2日現在において15歳以上39歳以下である者	15歳～39歳 ※当該年度の4月2日現在	具体的な記載はないが、市民のみを対象に運用している可能性が高い

3. 定義（案）の提案

▶ (1) 年齢範囲

「おおむね13歳から29歳までのもの」と定義

▶ (2) 属性範囲

市内在住者に加え、市内に通勤・通学するもの、本市出身者や
本市の地域活動やイベント、事業に積極的に参加するなど、
本市とのつながりを持つ関係人口も対象



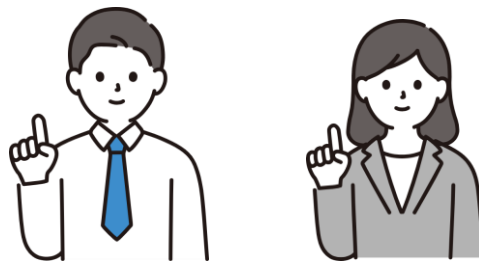
3. 定義（案）の提案

▶ (3)定義（案）の根拠

- 中学生以上～若手勤労世代までを対象とし、教育支援、雇用促進、シビックプライドを醸成。
- 中学生年代から「したいこと」を応援することで、他自治体との差別化を図る。
- 国のこども大綱における「若者」の定義「思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降から30歳未満）の者」と整合。
- 他自治体においても、13～29歳、16～29歳など近い年齢設定が多く妥当。
- 市民以外を対象としている自治体も多く、関係人口・活動人口拡大に効果的。
- 地域活性化に寄与し、市内外の若者が地域課題解決に参画できる仕組みを整備。



4. 今後の方向性



▶ 基本理念から具体的施策へ

- 鳴門市では若者が地域への誇りと愛着を育みながら、若者のアイデアが反映される市政を実現し、夢を形にするまちづくりを目指して（仮称）若者条例を検討する。
- （仮称）若者条例は単なる理念条例に留めるのではなく、実効性を担保する。



若者への具体的な支援施策を明記するなど「実体的な規定を含む条例」として制定
(例：若者会議の設置など)